



社会福祉充実残額、約1割の法人で発生、2割は未試算 ～見込み額は1～5億円未満が最多～

◆先月4月、改正社会福祉法が完全施行となった中、(独)福祉医療機構は18日、評議員選任や社会福祉充実計画の策定など、各法人の改正法への対応状況に関する調査を実施し、その結果を公表しました。

調査は全国の9,009法人を対象に4月24日から5月12日の間に行われ、そのうち3,710法人(有効回答率41.2%)の結果を集計しています。

法改正を踏まえた新しい定款では、予想されたことながら、理事の定数は6人、評議員数は7人と定める法人が最も多い結果で、評議員については経過措置を適用して理事の定数以下の員数を設定している法人(サービス活動収益4億円以下の法人に関する特例)が1割強でした。

また、新定款が租税特別措置法第40条の適用の要件を満たさない法人が半数以上であるほか、社会福祉充実残額の有無に関しては、およそ1割の法人で発生することが予想され、約7割の法人は発生しない状況ですが、残る約2割の法人では試算を行っていない状況です。

社会福祉充実残額が発生する法人のうち約半数が計画の策定について「検討中」と回答しているほか、全法人で実施が責務とされている「地域における公益的な取組」でも半数が未定となっている状況です。

(参考：(独)福祉医療機構HP)

見込み規模	割合
1千万未満	14.9%
1千万～5千万未満	14.2%
5千万～1億未満	13.8%
1億～5億未満	44.4%
5億～10億未満	9.1%
10億以上	3.6%

収益規模	割合
1億未満	5.7%
1億～5億未満	46.1%
5億～10億未満	21.0%
10億～15億未満	6.9%
15億～20億未満	3.2%
20億～30億未満	2.2%
30億以上	2.2%
不明	12.8%

こどもの数、過去最低 ～高齢化率過去最高～

◆4月1日時点の日本のこどもの数(15歳未満人口)が36年連続で減少し、過去最低を更新したことが総務省が4日に公表した調査結果で明らかになりました。総人口に占めるこどもの割合が低下する一方で、65歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化率は昨年より0.5ポイント増加して27.5%でした。こどもの総数は前年より17万人減少して1,571万人で、これを年齢別にみると、0～2歳が294万人(前年307万人)、3～5歳が304万人(同316万人)、6～8歳が317万人(同318万人)、9～11歳が321万人(同321万人)となっています。

都道府県別にみたこどもの数では、東京都が前年より1万2千人増加し、沖縄県が昨年と同数であった以外は、全ての道府県で減少し、特に大都市や関東、中部地方を中心に減少数が大きくなっています。(参考：総務省HP)

こどもの数が多い都道府県

都道府県	こどもの数(千人)	こどもの割合(%)	対前年差	
			数(千人)	割合(ポイント)
東京都	1,535	11.3	12	0.0
神奈川県	1,135	12.4	-10	-0.2
大阪府	1,083	12.3	-15	-0.1
愛知県	1,018	13.6	-7	-0.1
埼玉県	907	12.4	-7	-0.2

混合介護の解禁後退 ～規制改革会議答申～

◆政府の規制改革会議は23日、これまでの議論をとりまとめた第1次答申を安倍首相に提出しました。前号でもお伝えしていた、介護保険内のサービスと保険対象外のサービスを組み合わせ提供できる混合介護の解禁については、解禁に積極的だったこれまでの議論が一変し、今後も検討していく方針にとどまることとなりました。

混合介護は事業者の収入を確保できることなどが期待される一方、利用者負担が大きくなることや、保険対象外のサービスを利用できる人が優遇されるなどの懸念もあり、今回の答申では混合介護の解禁を盛り込むことはできない結果となりました。

答申ではこのほか、社福の基本財産への担保設定の在り方や社福と民間事業者のイコールフットイング強化などが盛り込まれています。

＜答申の主な内容＞

- 自治体が福祉施設についての業務委託などを公募する際に、株式会社を排除しないよう求めた通知の内容を徹底する。
- 社福が(独)福祉医療機構と協調しない民間金融機関からの借入をする際には、法人が所有する不動産等の基本財産に行われる担保権の設定に、所轄庁の承認が必要とされているため、民間の借入が敬遠される傾向がある。そのため所轄庁の承認の必要性について平成30年度までに結論を出す。

(参考：内閣府HP/官庁通信社)